

認定農業者制度の創設の経緯と概要

- ・平成4年の新政策において、「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に認定農業者制度を創設。
- ・具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度。

農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

市町村へ申請

市町村が
認定

認定農業者

← 各種支援

【認定基準】

- ・市町村基本構想に適しているか
- ・農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- ・達成できる計画か

○ 経営改善計画の記載内容

- ・経営改善の方向（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

○ 認定計画数

形態	31年3月末
認定計画数	239,043
（うち法人）	24,965

認定農業者等に対する主な支援措置

<p>経営所得安定対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策) <p>支援対象: 認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・大豆等のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
<p>融資</p>	<p>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</p> <p>支援対象: 認定農業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)。 ・ 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。
<p>補助金</p>	<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ)</p> <p>支援対象: 人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の経営発展の段階に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援。 ・ 融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残(事業費の3/10以内)について国庫補助。
<p>税制</p>	<p>農業経営基盤強化準備金制度</p> <p>支援対象: 青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	<p>経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。</p> <p>さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。</p>
<p>農業者年金</p>	<p>農業者年金の保険料支援 (特例付加年金)</p> <p>支援対象: 39才までに加入し、農業所得が[※]900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	<p>月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助(最大20年)。</p>